

給付型奨学金の申込みをしたものの、認定を受けられなかった方へ

Q 日本学生支援機構に給付型奨学金の申込みをしましたが、認定を受けることができませんでした（不採用となりました）。もう今後はずっと、本制度による支援を受けることはできないのでしょうか？

A 一度、申し込んで認定を受けられなかった人であっても、その後の在学採用で、また申し込むことができます。

毎年6月頃に住民税情報が更新されるので、例えば、高校生のときの予約採用や、大学等に入学した4月に申し込んで不採用だった人でも、秋に申し込めば採用される可能性があります。

2020年4月の申込みでは2018年の所得に基づく住民税情報、2020年秋の申込みでは2019年の所得に基づく住民税情報により判定されます。

（対象になれば、授業料減免も併せて受けられます。）

例えば・・・



50歳 50歳 18歳 15歳

2018年中の世帯収入400万円で
2019年の予約採用で申込み



給付型奨学金の
家計基準を満たしません



51歳 51歳 19歳 16歳

2019年中の世帯収入370万円で
2020年秋の在学採用で申込み



給付型奨学金の
家計基準を満たします

次の年に状況が
変わってれば・・・



（住民税情報は
2020年6月頃に更新）



これは、給付奨学金の判定のために確認する住民税の情報（収入の情報）が前年のものであり、それを確認できるようになるのが夏以降だからです。

今後も、状況が変化したら、次の年の秋に申し込めば対象になるかもしれません。

詳しい基準は
「**進学資金シミュレーター**」
で確認してみましょう！



※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。